

資料 3 別紙 2

グリーン購入法環境物品等の調達に関する基本方針における 木材・木材を原料とする製品の合法性証明に係る経過措置について

平成 28 年 8 月

林野庁 林政部 木材利用課

1. 対象品目

紙類、文具類、オフィス家具等、インテリア・寝装寝具、公共工事（製材等 8 品目）、役務（印刷）

2. 経緯

平成 18 年度の環境物品等の調達の推進に関する基本方針から、木材・木材を原料とする製品の合法性の確認が判断の基準として設定され、平成 18 年 4 月 1 日より前に契約を締結している場合は合法性の確認を不要とする経過措置が設けられた。

平成 27 年度の基本方針の見直しにおいて、本経過措置の削除が検討課題とされた。これを受けて、林野庁において、経過措置削除の影響把握のため木材関係業界へのアンケートを実施したが、十分な把握ができなかったこと、経過措置の終了に反対する団体があることから、本年度、更に調査を行い第 2 回特定調達品目検討会へ結果を報告した上で、引き続き経過措置の削除について検討することとされた。

3. 進捗状況と今後の予定

現在、平成 18 年 4 月 1 日より前に入荷している在庫を多く抱え本経過措置の削除の影響が大きいと考えられる団体に対し、在庫状況等のより詳細な実態把握のための調査を実施中。今後、同団体を含む木材関係業界団体へのヒアリングを実施し、結果について第 2 回特定調達品目検討会へ報告予定。

（以上）